

後発品調剤は変更可能な処方せんの6%にとどまる

中医協調査、後発品使用が低調な実態が改めて明らかに

厚生労働省は3月25日、中央社会保険医療協議会の診療報酬改定結果検証部会に「後発医薬品の使用状況調査」の結果概要を報告した。それによると、後発品に変更可能な処方せんは全体の65.6%に上ったが、うち1品目でも後発品へと変更された処方せんの割合は6.1%にすぎないことが明らかになった。

調査は、保険薬局2000施設、診療所2000施設、病院1000施設のほか、上記の病院で外来診療を担当する医師と、上記の薬局を調査日に訪れた患者を対象に行った。有効回収数は、保険薬局944、診療所733、病院326、医師431、患者1717。

このうち保険薬局調査では、後発医薬品調剤体制加算の算定率は78.6%に達しており、後発医薬品調剤率（全処方せん受け付け回数に占める、1品目でも後発品を調剤した処方せん受け付け回数の割合）も2008年12月時点で43.9%に達していることがわかった。ただし、後発医薬品調剤率の分布は30～50%に半数以上の薬局が集中しており、加算の算定要件をクリアすれば、それ以上の後発品への変更には積極的ではない薬局の姿勢をうかがわせる結果となった。

一方、処方せんの「変更不可」欄に医師の署名（または記名・押印）がある処方せんのうち、後発品を銘柄指定している処方せんの割合は41.6%に達しており、そのことが後発品の使用促進を妨げる要因となっている実態も浮き彫りになった。

後発品についての説明では、「変更可」の処方せんを持参した患者に説明した患者の割合は「10%未満」が最多で37.5%。これに「10%以上30%未満」の20.1%が続き、薬局の後発品変更に対する姿勢が総じて消極的であることも明らかになった。また、後発品についての説明を行ったにもかかわらず患者が先発品を希望した理由については、「薬剤料など（患者負担額）の差額が小さいから」（37.5%）、「後発品に対する不安がある」（35.6%）などが上位に挙がった。

なお、1薬局当たりの後発品の備蓄品目数は、2007年12月の平均97.3品目から、2008年12月は125.5品目へと3割近く増加していた。